

第4回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日 時 令和2年10月29日（木）10時00分～11時10分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 岩井委員、植木委員、西村委員

労働者代表委員 河村委員、田中（穂）委員、森本委員

使用者代表委員 平木委員、宮城委員、田中（利）委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、樽見監督課長、久保田賃金室長

西村賃金室長補佐、堀労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 金額審議について

(2) その他

5 議事内容

○西村賃金室長補佐 ただいまから第4回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本専門部会の成立について御報告をいたします。

本日は全委員の御出席が確認できますので、最低賃金審議会令の規定に基づき全委員の3分の2以上の出席要件を満たしておりまして、本専門部会が成立していることを御報告申し上げます。

また、本専門部会は、鳥取地方最低賃金審議会専門部会運営規程第6条の規定で、会議は原則として公開となっており、10月19日から10月27日までの間、公示しましたところ2名の方の申込みがあり、傍聴されていますことを御報告いたします。

それでは、今後の進行を西村部会長にお願いいたします。

○西村部会長 皆さん、おはようございます。

本日、第4回目の専門部会になります。

前回に引き続き金額審議を続けていき、全会一致での結論を導きたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

議事の1番、金額審議に入ります。

本日の審議においても、引き続き労使のイニシアティブを発揮していただき、労使で真摯に協議を進めて合議いただくことにより、全会一致の結論を導きたいと考えております。

それでは、前回に引き続き、労使で協議を行っていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○河村委員 はい。

○西村部会長 それでは、そのまま労使協議でよろしいでしょうか。

○河村委員 はい、労使で。

○西村部会長 どれくらい時間を設けましょうか。

○宮城委員 終わるまで。

○西村部会長 決まるまで。どうぞよろしく申し上げます。

では、事務局から場所について説明をお願いいたします。

○西村賃金室長補佐 労使協議は労働基準部長室で行っていただきたいと思っております。

私が御案内いたします。

○西村部会長 それでは、一旦休会いたします。

〔労使協議〕

○西村部会長 それでは、再開いたします。

労使の協議でまとめられた意見をお願いします。

どなたかまとめて主張なさいますか。

○河村委員 はい、それでは、河村から御報告をさせていただきます。

今回の協議で一番気になっていた部分といたしますか、やはり新型コロナウイルスの影響、事業に与える影響、あるいは労働者に与える影響、そういった部分も十分に加味しながら、前回以降、労使で協議をさせていただきました。

当初は非常に大きな隔たりがあったわけですが、使用者側の方からの歩み寄りを見せ

ていただきましたし、我々、労働者側からも歩み寄った結果として、現行プラス2円ということで意見がまとまりましたので、御報告をさせていただきます。

何か補足がありましたら、ほかの委員さんからもよろしくお願いいたします。

○西村部会長 何かございますか。

○宮城委員 ありません。

○西村部会長 よろしいでしょうか。

それでは、労使双方の主張する金額が同じとなったようです。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を、現行の807円から2円引き上げて809円にすることに全会一致で決定するというのでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

公益委員からは何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局にはこの決定どおり部会報告を作成していただきます。

併せて、答申について事務局から説明してください。

○西村賃金室長補佐 ただいまの全会一致の結審を受けまして、これより部会報告を行っていただきます。

9月17日に開催されました第523回鳥取地方最低賃金審議会におきまして、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することが了承されていますので、部会報告をいただいた後、この決定を最低賃金審議会の決定として本日答申を行っていただきます。

○西村部会長 事務局の説明に関して、質疑などありますか。

それでは、事務局は報告書の作成をしてください。

どれぐらい時間が必要でしょうか。

○西村賃金室長補佐 10分程度いただけたらと思います。

○西村部会長 では、10時55分まで休会いたします。

〔休 会〕

○西村部会長 では、再開いたします。

事務局は専門部会報告案を読み上げてください。

○久保田賃金室長 はい、では読み上げます。

令和2年10月29日、鳥取地方最低賃金審議会会長、岩井和由殿。

鳥取地方最低賃金審議会鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長、西村教子。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和2年9月17日鳥取地方最低賃金審議会において付託された鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

おって、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

専門部会委員の読み上げは割愛いたします。

別紙に移ります。

1、適用する地域、鳥取県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電気計測器製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。

3、適用する労働者前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者、（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの、（3）次に掲げる業務に主として従事する者、イ、清掃又は片付けの業務、ロ、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、包装又は箱詰め  
の業務。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間809円

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日、法定どおり。

以上です。

○西村部会長 ただいまの専門部会報告書に関して質疑はありますか。よろしいでしょうか。

○宮城委員 法定どおりっていつになるんでしょうか。

○西村部会長 日程について分かりますかね。いつになるんでしょうか。

○高橋労働基準部長 法定どおりですと、12月30日です。

○宮城委員 12月30日ですね。

○西村部会長 よろしいでしょうか。

では、事務局は専門部会終了後に本報告書を会長に報告してください。

○久保田賃金室長 はい、報告いたします。

○西村部会長 それでは、続いて答申文について確認します。

○久保田賃金室長 では、読み上げます。

令和2年10月29日、鳥取労働局長、石田聡殿。

鳥取地方最低賃金審議会会長、岩井和由。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）。

当審議会は、令和2年9月17日付け鳥労発基0917第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙に移ります。

1、適用する地域、鳥取県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電気計測器製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。

3、適用する労働者前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者、（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの、（3）次に掲げる業務に主として従事する者、イ、清掃又は片付けの業務、ロ、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、包装又は箱詰め  
の業務。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間809円

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日、法定どおり。

以上です。

○西村部会長 答申案のとおり答申をすることとしてよろしいでしょうか。（「はい」と

呼ぶ者あり) ありがとうございます。

それでは、答申文を労働基準部長に渡したいと思います。

[部会長から基準部長へ答申文を手交]

○高橋労働基準部長 ただいま西村部会長から、石田鳥取労働局長に代わりまして答申をいただきました。

内容は鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を2円引き上げて、809円とする答申でございます。

委員の皆様方には、本当に真摯に御協議いただき、全会一致での答申、誠にありがとうございます。

また、お疲れさまでございました。

事務局といたしまして、今後、発効に向けた事務手続を行いますとともに、発効後につきましては周知とそれからまた履行確保に努めてまいります。

また、地域別最低賃金と同様に中小企業、小規模事業者の方々が特定産業別最低賃金、これを履行確保できますよう環境整備としまして、しわ寄せ対策も含めた中小企業、小規模事業者の方々への支援、これに努めてまいります。

本日はどうもありがとうございました。

○西村部会長 それでは、議事の2番、その他に入りたいと思います。

事務局から次回の日程について説明してください。

○西村賃金室長補佐 ただいま答申が行われましたので、最低賃金法第15条第3項に基づき、本日から11月13日までの16日間、異議申出の公示により答申に対する異議を受け付けます。

この間、異議の申出がなかった場合には、審議会としての審議は終了いたします。

事務局での官報公示のための事務処理を行いますと、11月30日が官報公示予定日となります。

9月17日に開催されました第523回鳥取地方最低賃金審議会で法定日発効との確認をいただいておりますので、この11月30日から30日経過した12月30日が発効予定日となります。

一方、異議の申出があった場合は審議会を開催して御審議いただくこととなります。

この場合、改めて日程を調整しました上で、審議会を開催して御審議いただいた後、官報公示の手続を行った後に発効となります。以上です。

○西村部会長 ただいまの事務局の説明に関して質問等ございますか。

本日結審し、答申できましたことから、この専門部会の役目を終えますが、各委員から発言などあればお願いいたします。よろしいでしょうか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

発言がなければ、最後に部会長として挨拶させていただきます。

今年度の地域別最低賃金も含め、産業別最低賃金の審議をしてきましたけれども、コロナ禍にあるということで、極めて厳しい協議が続けられたかと思います。

しかしながら、労使のイニシアティブを持って2回にわたり労使協議をしていただき、この産業についての在り方であるとか、県内の中での産業の位置付け、今後の鳥取県の将来に向けての話合いというのが、労使の中で行われたというふうに伺っております。

その結果、今回プラス2円というような引上げで結審していただきまして、全会一致で決めることができました。皆さん、どうもありがとうございました。

最低賃金の議論というのは、今後も続いていくものでございますので、労使で今後も話し合っていける場として、この専門部会、使っていただければというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、これをもって鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を終了いたします。ありがとうございました。